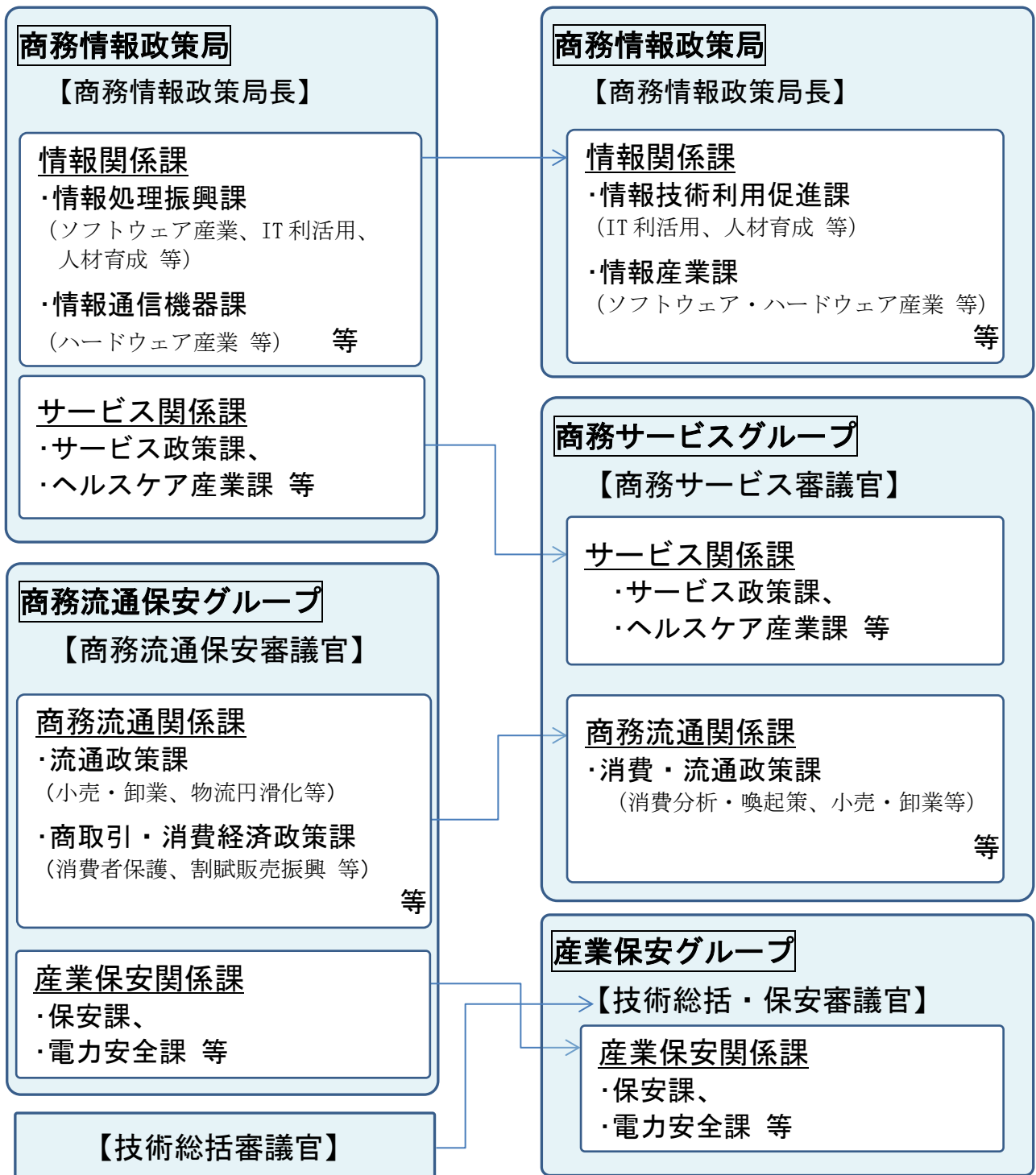


1. 機構関係 (※新設部署の名称は全て仮称)

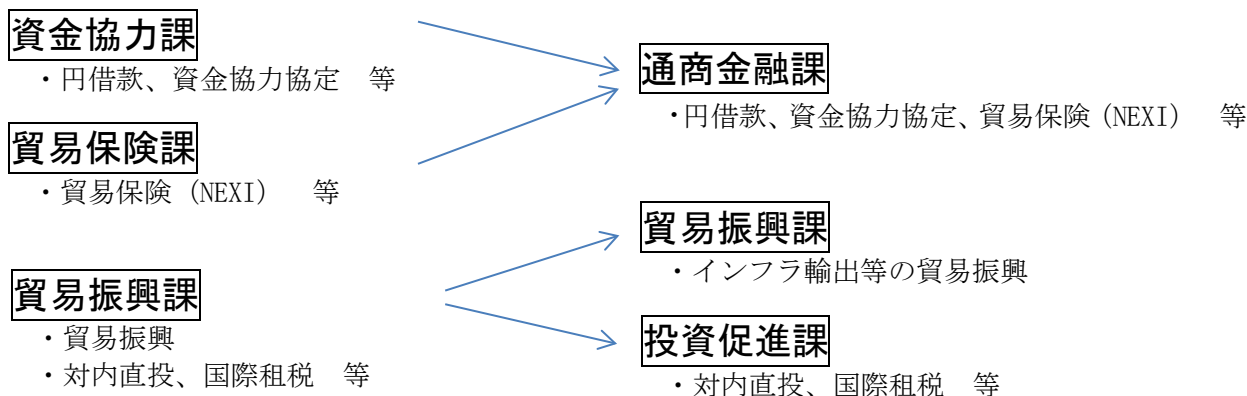
(1) 商務情報政策局・商務流通保安グループの見直し

情報政策、サービス政策、産業保安政策それぞれの重要性の増大等を踏まえ、以下のとおり、審議官等の担務の変更、課の統廃合等を行う。



(2) 貿易経済協力局の見直し

通商金融関係の政策課題の増加、貿易振興・対内直投の更なる推進の必要性等を踏まえ、以下のとおり、課の統廃合等を行う。



(3) その他

各局庁内の総合調整を強化するため、とりまとめ課を「総務課」とする。

- ・ 経済産業政策局 経済産業政策課 → 総務課
- ・ 製造産業局 参事官室 → 総務課 等

2. 定員関係

○ 新規要求：合計 115 名 （定員合理化 ▲95 名※）

<新規要求内訳>

- ① イノベーション、中小企業支援等 【48 名】
(AI 研究開発・社会実装の推進、中小企業等経営強化法の実施 等)
- ② 対外経済政策 【11 名】
(産業界への EPA 活用促進、投資協定交渉の加速 等)
- ③ エネルギー 【29 名】
(福島第一原子力発電所事故対応、液化天然ガス市場整備の推進 等)
- ④ 知的財産 【27 名】
(特許・商標審査体制の強化 等)

○ 上記の新規要求（恒常定員）以外に、時限定員の要求について、新規要求を 5 名（特許審査官）、延長要求を 121 名（特許審査官 98 名、消費税転嫁対策関係 23 名）実施。

【参考】平成 28 年度現在の定員数 7,991 名